

社会福祉法人 やまりき松寿会 役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やまりき松寿会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費を支給することができる。

(改正)

第6条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	3,000円
評議員会出席報酬等	3,000円

別表2（第4条及び5条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	3,000円	職員通勤手当相当
理事及び評議員業務報酬等	3,000円	3,000円